

受命裁判官認印



第7回弁論準備手続調書

事件の表示 令和4年(行ウ)第32号
期日 令和6年5月27日午前11時00分
場所等 千葉地方裁判所民事第3部準備手続室
受命裁判官 藤枝健太
裁判所書記官 長島弘尚
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]
原告代理人 及川智志
被告代理人 宮原清貴
被告補助参加人ら代理人 高橋一弥
被告補助参加人ら代理人 古屋正隆
指定期日 令和6年7月11日午前10時30分
当事者の陳述等
原告、被告及び補助参加人ら

裁判所から示された別紙「不当利得返還請求権等の有無及びその額の算定方法について」及び「合意書(案)」の内容をもとに、期日間に当事者間で合意をする予定である。

裁判所書記官 長島弘尚



令和4年(行ウ)第32号 損害賠償等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 白子町長石井和芳

補助参加人 小高 [REDACTED] (以下「補助参加人小高」という。)

補助参加人 林 [REDACTED] (以下「補助参加人林」という。)

不当利得返還請求権等の有無及びその額の算定方法について

訴訟代理人各位

千葉地方裁判所民事3部合議4係

標記事件について、現在までの主張立証及び審理状況を踏まえ、白子町の補助参加人小高に対する不当利得返還請求権等の有無及びその額に関する裁判所の見解を示します。

第1 結論

補助参加人小高は、白子町に対し、不当利得返還債務として281万4634円並びにうち241万5716円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち39万8918円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

なお、補助参加人小高が令和6年7月8日にこれを支払うこととした場合には、その総額は308万0140円となる。

第2 理由

1 事案の概要

本件は、白子町の町民である原告が、白子町で酒屋を営む小高 [REDACTED] (補助参加人小高の父。以下「[REDACTED]」といふ。) が、地方自治法等所定の使用許可を得ることなく、白子町の行政財産である白子町役場庁舎等に自動販売機を設置し、その利用を継続するとともに、[REDACTED] の相続人であり白子町職員である補助参加

人小高もその利用を継続したものであり、白子町は■を相続した補助参加人小高に対して自販機の設置に係る使用料相当額の不当利得返還請求権を有するところ、被告はこれらの請求をしておらず、財産の管理を怠る事実があると主張して、執行機関である被告に対し、地方自治法242条の2第4号の規定に基づいて、補助参加人小高に対して使用料相当額及びこれに対する遅延損害金を請求することを求める住民訴訟である。

2 白子町の補助参加人小高に対する不当利得返還請求権の有無

(1) 前提となる事実

ア 本件で問題となる自販機は以下の4台である。

(ア) 白子町役場庁舎内に設置された2台の自販機（以下「自販機①」、「自販機②」という。）

自販機①（コカ・コーラ社のもの）は、昭和56年頃、■が白子町役場庁舎内に設置した清涼飲料水の自販機である。

自販機②（ダイドー社のもの）は、昭和56年頃、■が白子町役場庁舎内にたばこの自販機を設置していたが、平成20年頃、補助参加人小高が当該たばこの自販機と機械を入れ替える形で設置した清涼飲料水の自販機である。

(イ) 青少年センター内に設置された自販機（以下「自販機③」という。）

自販機③（コカ・コーラ社のもの）は、平成10年頃、■が青少年センター内に設置した清涼飲料水（紙カップ式）の自販機である。

自販機③は、白子町が、同センターの利用者からの要望を受け、同センター内に自動販売機を設置することとし、白子町商工会を通じて業者の公募を行ったところ、■のみが申出をしたため、同人との協議を経て行政財産の目的外使用許可をし、■との間で自動販売機設置協定を締結した上で設置されたものである。

(ウ) 白子町国民体育館に設置された自販機（以下「自販機④」という。）

自販機④は（伊藤園社のもの）は、昭和56年頃、■が白子町国民体育館に設置した清涼飲料水の自販機である。その当時、白子町国民体育館には2台の自動販売機が設置されていたが、■は、平成2年頃に、そのうち1台を撤去した。

イ ■が平成14年10月1日に死亡したため、補助参加人小高は■を相続した。本件各自販機は、■の死後も設置されたままであった。

ウ その後、令和4年3月31日、本件各自販機は撤去された。

(2) 不当利得返還請求の対象となる自販機について

ア 白子町の補助参加人小高に対する不当利得返還請求権の存否を判断するに当たっては、■ないし補助参加人小高が、自販機①ないし④を設置することについて法律上の原因があるといえるかが問題となる。

(ア) 自販機③について

自販機③の設置の経緯については前記(1)アイのとおりであって、■は、平成10年頃に、当時の白子町長であった補助参加人林との間で、自動販売機設置協定を締結し、また、毎年、自販機③の設置に係る行政財産の目的外使用許可を取得した上で、自販機③を設置している。

なお、同協定においては、■が白子町に支払うべき使用料額が定められているところ、同使用料額の内訳は自販機③の光熱費であって、敷地利用の対価としての使用料はこれに含まれていないと解される。しかし、自販機③の設置の経緯からして、自販機③の設置は白子町における行政サービスの一環であり、公募において■以外からの申出がなかつたことも併せ考えると、■ないし補助参加人小高が自販機③の光熱費のみを負担し敷地利用の対価としてのその他の使用料を負担しないという同協定の内容は、著しく合理性を欠くとまではいえない。

そうすると、■ないし補助参加人小高が自販機③を設置し、これにより■ないし補助参加人小高に敷地利用の対価としての使用料相当額

の支払を免れたことによる利得が発生したとしても、その利得には法律上の原因があるといえる。

(イ) 自販機①、②及び④について

他方、自販機①、②及び④については、自販機③のように、それらの設置に際して白子町による公募等が行われた事実はなく、また、昭和56年から令和4年に至るまで、当該自販機の設置に係る行政財産の目的外使用許可がなされた形跡もないるのであるから、自販機③とは異なり、
■ないし補助参加人小高が使用料相当額及び光熱費の支払を免れたことによる利得については、法律上の原因がないといわざるを得ない。

イ そうすると、自販機①、②及び④の使用料相当額及び光熱費（以下「使用料等相当額」という。）が、白子町の補助参加人小高に対する不当利得返還請求の対象となるといえる。

もっとも、不当利得返還請求権の消滅時効は10年間であるところ、補助参加人小高に訴訟告知がなされたのは令和4年9月6日であるから、平成24年9月5日以前に発生した不当利得返還請求権については、すでに消滅時効が完成しているというべきである。

したがって、平成24年9月6日から令和4年3月31日まで（以下「本件期間」という。）における自販機①、②及び④の使用料等相当額が、補助参加人小高が白子町に対して不当利得として返還すべき額となる。

3 使用料相当額の算定方法について

(1) 本件期間における使用料相当額の算定にあたっては、以下の理由から、本件期間における自販機①、②及び④の売上に一定の販売手数料率を乗じた額（以下「販売手数料額」という。）をもって、使用料相当額とするのが相当であると考える。

(2) 販売手数料とは、敷地の所有者が、自動販売機を設置する者（以下「設置者」という。）との間で、設置者が敷地上に自動販売機を設置し、運営するこ

とを承諾し、その対価として当該自動販売機の売上額に所定の販売手数料額を乗じて算出された金額を受け取ることを内容とする契約に基づいて支払われる金銭であり、自販機の敷地利用の対価としての使用料とは区別されるものであるが、使用料も販売手数料も、敷地の所有者が、設置者に対し、敷地上に自動販売機を設置することを承認したことに対する対価であるという点では共通するものであり、使用料額と販売手数料額が大きく乖離するということは考え難い。そうとすれば、当該自販機の売上額に販売手数料率を乗じて算出される販売手数料額を参照した上で使用料相当額を算定することは、使用料相当額の相当性という観点からは妥当といえる。

現に、白子町においては、白子町ふれあいセンターに設置する自販機について、平成28年4月以降、白子町とコカ・コーラ社との間で、適法に自動販売機設置契約を締結し、白子町は同契約に基づいて売上に応じて算出された販売手数料を受け取っているのであるから、この点からも、同契約に準じる方式で販売手数料額を算定し、これをもって使用料相当額としたとしても、白子町の自動販売機の設置に関する実態と乖離するものではない。なお、同契約においては、自販機の売上実績に販売手数料率を乗じた額をコカ・コーラ社が白子町に販売手数料として支払うこと、電気代はコカ・コーラ社の負担とし、水道代は白子町の負担とすること等が定められている。

以上のとおり、本件においては、本件期間における自販機①、②及び④の売上に一定の販売手数料率を乗じた額（販売手数料額）をもって使用料相当額と算定するのが相当であると考える。

(3)ア なお、自販機①ないし④は、令和4年3月31日に撤去され、その後、公募によって定められた使用料額に基づいて、同じ場所に自販機が設置されている。しかし、令和4年度に公募によって定められた使用料額は、平成24年以降の自販機①、②及び④の売上や、令和4年度に自販機①、②及び④に代わって新たに同じ場所に設置された自販機の売上に比して明ら

かに過大であり、経済合理性のある金額であるとは言い難いから、令和4年度に公募によって定められた使用料額をもって本件期間における使用料相当額とすることは相当でない。

イ なお、行政財産の目的外使用に関する白子町使用条例の適用によって使用料相当額を算出する方法については、同条例は収益を目的としないことを前提とする行政財産の使用料に関する定めであり、これを収益を目的とする自販機設置のための使用料の算定に適用することは相当ではない。

(4) 以上によれば、本件期間における使用料相当額の算定に当たっては、本件期間における自販機①、②及び④の売上に一定の販売手数料率を乗じた額(販売手数料額)をもって使用料相当額とするのが相当である。

4 本件における使用料等相当額の算定について

(1) 自販機①、②及び④の使用料相当額

ア 自販機①、②及び④の売上額

自販機①、②及び④の売上額は、補助参加人小高の收支内訳書等の資料を踏まえ、同收支内訳書記載の売上額から、自販機①、②及び④の売上以外の売上額を控除した額として、別紙使用料等相当額算定表の「自販機①、②及び④の売上」欄記載のとおりとするのが相当である（なお、平成24年分については同年9月から12月までの4か月分の売上を、令和4年分については同年1月から3月までの3か月分の売上を、それぞれ記載している。）。

イ 販売手数料率

販売手数料率は、白子町ふれあいセンターに設置する自販機について、白子町とコカ・コーラ社との間で締結された自動販売機設置契約において定められている販売手数料率の平均値である、0.16428とするのが相当である。

ウ 小計

自販機①、②及び④の売上額（前記ア）に販売手数料率（前記イ）を乗じた額は、199万8191円となる（別紙使用料等相当額算定表参照）。

(2) 自販機①、②及び④の光熱費額

自販機①、②及び④の光熱費額については、白子町が設置する他の自動販売機における光熱費額を参照し、年額8万5194円（年額2万8398円／台×3台）とするのが相当である。

ただし、平成24年分については、同年9月から12月までの4か月分である2万8398円（8万5194円×4／12）、令和4年分については、同年1月から3月までの3か月分である2万1299円（8万5194円×3／12）となる。

したがって、本件期間における自販機①、②及び④の光熱費の額は、81万6443円となる（別紙使用料等相当額算定表参照）。

(3) 自販機①、②及び④の使用料等相当額

前記(1)、(2)より、自販機①、②及び④の使用料等相当額は、281万4634円となる。

なお、このうち、令和2年3月31日までに発生した使用料等相当額は、241万5716円、令和2年4月1日以降に発生した使用料等相当額は39万8918円となる。

(4) 遅延損害金について

遅延損害金について、補助参加人小高は、白子町に対して、281万4634円の不当利得返還債務に対する遅延損害金債務として、うち241万5716円に対する令和4年7月9日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5%の割合による金員、うち39万8918円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員の支払義務を負う。

なお、令和6年7月8日時点における遅延損害金の額は、26万5506

円 ((241万5716円×0.05×2) + (39万8918円×0.03
×2)) となる。

5 結論

以上のとおりであるから、補助参加人小高は、白子町に対し、不当利得返還債務として281万4634円並びにうち241万5716円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち39万8918円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

以上

(別紙)

使用料等相当額算定表

年	自販機①、②及び④の売上	自販機①、②及び④の売上 に販売手数料率 (16.428%) を乗じた額	自販機①、②及び④の光熱 費 (1台当たり28398円)	備考
平成24年	707,210	116,180	28,398	※ 9月から12月までの4か月分
平成25年	1,847,140	303,448	85,194	
平成26年	1,492,319	245,158	85,194	
平成27年	1,445,394	237,449	85,194	
平成28年	1,302,350	213,950	85,194	
平成29年	1,326,500	217,917	85,194	
平成30年	1,201,449	197,374	85,194	
令和元年	1,228,500	201,818	85,194	
令和2年	885,500	145,470	85,194	※ 3月31日までに発生した使用 料相当額は36,367円、光熱費は 21,298円であり、4月1日以降に 発生した使用料相当額は109,103 円、光熱費は63,896円である。
令和3年	589,675	96,872	85,194	
令和4年		22,554	21,299	※ 1月から3月までの3か月分
小計	12,026,037	1,998,191	816,443	

合計	2,814,634
----	-----------

令和4年(行ウ)第32号 損害賠償等請求事件

原告 [REDACTED]

被告 白子町長石井和芳

補助参加人 小高 [REDACTED] (以下「補助参加人小高」という。)

補助参加人 林 [REDACTED] (以下「補助参加人林」という。)

合意書(案)

- 1 補助参加人小高は、白子町に対して、不当利得返還債務及びこれに対する遅延損害金支払債務として、308万0140円¹の支払義務のあることを認める。
- 2 補助参加人小高は、白子町に対し、前項の金員を、令和6年7月8日限り支払う²。
- 3 原告、白子町及び補助参加人小高は、白子町と補助参加人小高との間には、本件について、この合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 補助参加人小高は、補助参加人小高及びその父である小高 [REDACTED] が、長年にわたり、使用料等を支払うことなく、白子町の行政財産である白子町役場庁舎等に自動販売機を設置していたこと等について、遺憾の意を表明する。
- 5 補助参加人林は、第4項記載の行為に関し、当時の白子町町長として、白子町が補助参加人小高及び小高 [REDACTED] から当該使用料等を徴収しなかつたこと等について、遺憾の意を表明する。

¹ ただし、支払日を令和6年7月8日とした場合の遅延損害金額を含む金額であり、支払日が前倒しになる場合には、実際の支払日をもとに遅延損害金の額を再計算し、それに合わせて1項記載の金額を変更する。

² ただし、実際の支払日については、当事者間で協議した上で、前倒しとなる可能性がある。

- 6 白子町は、地方公共団体として、法律ないし条例等に従って適切に行政財産の管理及び処分を行い、再発防止に努めることを表明する。
- 7 原告は、補助参加人小高が、第1項の義務を、第2項の方法で履行した場合には、本件訴えを取り下げ、被告はこれに同意し、補助参加人小高及び補助参加人林はこれに異議を述べない。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上